

公共建築物等における地域産木材の利用方針（案）

平成27年 7月 日
栗 東 市

第1 方針の作成にあたって

1 公共建築物等における木材利用の意義

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしている。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要である。

また、戦後、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。

2 公共建築物における木材利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注1）

これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕にあたって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項および標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。

一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、県内産木材の利用促進に取り組んできた。（注2）

また、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定された。

こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、栗東市においても公共建築物等の木造化ならびに木質化を推進していくために、滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木

材の利用方針」に準拠し、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」をここに策定する。

第2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材利用方針」に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、本市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが、特に栗東市内の木材の利用に努めるものとする。

1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成32年度の県産木材の素材生産量12万立方メートル」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、公共建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

(1) 公共建築物

低層の公共建築物については、施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、木造化に努めるとともに、公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に地域産木材を活用する。(注3) 暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、供給体制を整備した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。(注4)

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を検討し、地域産木材を活用した木製品・紙製品の導入に努める。

(4) 木質資源の有効利用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に新たな用途の開拓に努める。

2 目標の実現に向けた取り組み

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。

第3 木材の利用の促進のための体制

庁内ならびに県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）の注釈を準用]

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注3)

「低層の公共建築物」とは、公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物をいう。

公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合や災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵や使用を目的とする施設等当該建築物に求められる機能等の観点から木造化又は木質化が適当でないと判断される場合はこの限りではない。なお、経済性については、維持管理や解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。

公共建築物等における地域産木材の利用方針(案)に係る意見回答一覧

課名	意見	回答
財政課	・意見なし	
総務課	・特にありません	
都市計画課	・意見なし	
道路・河川課	<p>・公共工事を進めていく中でガードレールや転落防止柵等の設置時に、周辺の環境を配慮して木材の利用に努めていきたいが、施工費用、維持管理費用また耐用年数について、他の材料と比較して、十分考慮した上で、採用を検討する。</p> <p>物品購入時には、間伐材を利用した木杭を購入している。また標識等に木材の利用を検討できるが、腐食等が懸念される。</p>	<p>・物品においては、屋外利用等において、腐食等が考えられることから、本利用方針(案)の趣旨としましては、従来品と十分に比較検討の上、可能な範囲で導入に努めていただきたいと考えております。</p>
住宅課	<p>文言の修正・加筆(「」部分)</p> <p>(1)公共建築物 低層の公共建築物については、「施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、」木造化に努めるとともに・・・ 暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、「供給体制を整備した上で」木質バイオマスを・・・ (注4) 経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は「や災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵や使用を目的とする施設等当該建築物に求められる機能等の観点から木造化又は木質化が適当でないと判断される場合は」この限りではない。</p> <p>意見等 ・地域産木材の定義とは？地域産木材とは原木が製材品か、加工された製材品も対象か。その定義とは？ ・地域産木材の利用方針については、国や県が公共建築物の木材利用を推進していることや木材自給率の向上の観点等から、当市も推進していかねばならないと基本的には思います。 しかし、建築現場の実態からすると木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者の人材育成がどこまで充実しているか疑問です。 また、公共建築物を設計する者は、木材の付加価値等も考慮して設計(特に木質化)していますが、構造物の構造別(RC造、SRC造、S造、木造)にかかる建築物の構造性能(防水性、耐火性、耐震性、防音性等)や構造特性、建築コスト、工期、環境製(リサイクル性)等を総合的に勘案し、計画・設計するべきと考えます。</p>	<p>文言の修正・加筆 ・文言の修正・加筆部分については、当該意見を踏まえ修正・加筆しました。</p> <p>意見等 ・地域産木材の定義については、「第2 木材利用方針の基本的方向」で「当市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが～」としています。原木、製材品、加工された製材品等全てを含みます。 ・県内でも木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者の人材育成がまだ十分であるとは言えない状況ですが、本市としても可能な限り木材の利用を検討・推進していきたいと考えております。 また、当該意見のとおり、公共建築物の設計については、構造物の構造別にかかる構造性能等を総合的に勘案し、計画・設計するべきですが、本方針においては、木材利用の方向性・方針を定めるものであり、細部については記述しておりません。</p>
地域まちづくり	・意見なし	
上下水道課	・特になし	
教育総務課	<p>・第2.1.(1) 暖房器具を木質バイオマス燃料とする場合、公共施設、特に小中幼保等では、安全面の問題、空気環境(CO2、COなど)が問題となっており、空気環境に関しては、冬場の暖房に対するの検査業者(滋賀県薬剤師会)からの指摘を受けている。また、暖房を行う部屋数も相当数あり、実施困難と考えます。</p>	<p>・木材利用にあたり、製品によっては、利用実施が現時点では難しいものもありますが、本利用方針(案)の趣旨としましては、従来品と十分に比較検討の上、可能な範囲で導入に努めていただきたいと考えております。</p>

栗東市同和地区福祉保健計画

実施状況（平成 26 年度）

平成 27(2015)年 6 月

栗東市

1. 社会福祉

関係部署名	社会福祉課					
施策（事業）名	地域福祉計画の推進					
内 容	市民と行政、関係機関等がお互いの連携のもとに協働しながら、また、住民同士の相互理解と支えあいのもとで、“生涯安心して暮らせるまちづくり”が進められるよう「パートナーシップによる地域づくり」を進め、地域福祉の推進を図る。					
成 果	平成27年2月26日に地域福祉計画推進委員会を開催し、地域福祉計画の推進状況を確認した。					
課 題	社会情勢の変化や住民のニーズに対応し、計画を見直し事業に反映させていく必要がある。					
年度別 実績・目 標	目標とする指標または内容	平成26年 度末実績	平成27年 度末目標	平成28年 度末目標	平成29年 度末目標	平成30年度 末目標
	地域福祉計画推進委員会の開催	1回	1回			1回
	地域福祉計画の見直し			アンケートの実施	計画の見直し	

関係部署名	保険年金課					
施策（事業）名	福祉実態調査に係る美里自治会学習会					
内 容	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療等の制度や手続き等周知、啓発を行い、社会保障制度を受ける権利を保障し、地域社会保障の推進を図る。					
成 果	平成27年3月20日に美里自治会において、保険年金課および長寿福祉課合同学習会を開催し、国民健康保険特定健診と地域包括支援について周知した。					
課 題	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、地域包括支援等の周知・啓発を継続していく必要がある。					
年度別 実績・目 標	目標とする指標または内容	平成26年 度末実績	平成27年 度末目標	平成28年 度末目標	平成29年 度末目標	平成30年度 末目標
	美里自治会学習会の開催	1回	1回	1回	1回	1回

2.高齢福祉

関係部署名	長寿福祉課					
施策（事業）名	介護保険や介護予防学習会の開催					
内 容	介護保険や介護予防についての学習会を開催して介護予防の重要性についての理解が進むよう啓発を行っていきます。					
成 果	ひだまりの家開催での学習会で「地域包括支援センターって？」として周知を行いました。					
課 題	一人でも多くの人に参加してもらえるためには、開催時期、時間の設定を工夫する必要があります。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	ひだまりの家での学習会開催回数	1	1	1	1	1

関係部署名	長寿福祉課					
施策（事業）名	地域包括支援センター					
内 容	地域包括支援センターは介護だけではなく、広く高齢者の福祉・健康・医療など総合的な相談窓口であることを周知すると共に、必要な時に関係機関と連携しながら訪問支援活動を行い、必要な制度やサービスを受けていただけるよう支援していきます。					
成 果	地域包括支援センターについて、広報への掲載や出前講座、学習会等により周知を図るとともに、関係機関と連携しながら訪問支援活動を行いました。					
課 題	高齢者が総合的な相談ができる窓口として、引き続き周知する必要があります。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	地域包括センター認知率の 向上 (認知率)	32% (H24 アンケート)	—	40%	—	—

H24アンケート（十里）回答 34 人、「知っている」9 人（26.5%：前回 15.4ポイント増）→ 7.7ポイント増 34.2% 11 人

（小柿）回答 19 人、「知っている」8 人（42.2%：前回 24.5ポイント増）→ 12.2ポイント増 54.4% 10 人

計 53 人 17 人（32%） 半分程度の伸びを見込む 21 人 39.6%

関係部署名	長寿福祉課					
施策（事業）名	いきいき百歳体操の継続支援					
内 容	ゆうあいの家の利用啓発や地域サロンでの「いきいき百歳体操」の継続支援等を行っていきます。					
成 果	体操、レクレーション指導、介護予防教室等の地域に出向く取り組みや敬老会などの団体利用時のレクレーションなどの取り組みを通じて利用啓発に努めました。 「いきいき百歳体操」実践団体の継続支援を行いました。					
課 題	様々な機会を通じ利用啓発に努め、高齢者の生きがいをづくりや健康増進に努める必要があります。 実践団体数や参加者数が増につながるよう、「いきいき百歳体操」の啓発、継続支援を行うひつ必要がります。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	いきいき百歳体操実践団体数	59	63	65	67	69

3. 障がい福祉

関係部署名	障がい福祉課					
施策（事業）名	障がい福祉サービスの提供					
内 容	障がいのある人が、日常生活において自立と社会参加の実現を図っていけるよう、相談、訪問などにより個人の情報を把握し、相談支援計画の作成により、個々に必要なサービスが受けられるよう努める。					
成 果	必要なサービス、支援について、関係機関との連携、協議を実施					
課 題	関係機関との協議、連携を図るが、適正な支援策であるのか、適宜計画の見直しが必要である					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	必要時に関係機関との協議を実施	5回	5回	5回	5回	5回

4. 児童福祉

関係部署名	子育て応援課					
施策（事業）名	地域子育て支援センター運営事業(3343)					
内 容	「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子育て支援サービス及び子育てネットワークづくりの取り組みを実施。					
成 果	地域子育て支援センターや各児童館において、親子が気軽に集える場の提供や、子育ての負担感の軽減と不安感の解消を目指し、子育ての相談や情報提供を実施することにより子育て支援の推進を図ることができた。					
課 題	親どうしをはじめ世代間の交流機会の推進が求められている。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	地域子育て支援センターの年間延べ利用人数	45,158 人	45,000 人	66,325 人	66,117 人	66,636 人

関係部署名	子育て応援課					
施策（事業）名	母子福祉推進事業（3322）					
内 容	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭における就労相談等生活全般に関する相談及び支援を実施。					
成 果	個々の実情に応じた相談対応の実施。必要に応じて関係機関との連携を行い、ひとり親家庭の支援を図ることができた。					
課 題	増加する支援対象者、対象世帯への対応を図るための支援体制の充実が求められている。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成 26 年 度末実績	平成 27 年 度末目標	平成 28 年 度末目標	平成 29 年 度末目標	平成 30 年 度末目標
	母子父子自立支援員による相談件数（年間相談回数）	3,373 件				

関係部署名	幼児課					
施策（事業）名	児童支援加配・担当者連絡会					
内 容	<p>人権保育、職員・保護者人権研修、保護者啓発について実践を交流するとともに、協議を行い、各担当事業の実施を通して子育て世帯への人権・同和教育の推進を図り、子育て支援に繋げていく。</p>					
成 果	<p>年間計画に基づき、年間7回の連絡会を開催した。各園・部署に配属されている人権・同和教育担当者がお互いの事業内容について相互理解するとともに、取り組みの方向性についての検討も行えた。</p>					
課 題	<p>社会経済情勢や環境の変化に伴う子育て支援のニーズに対応し、計画を見直し事業に反映させていく必要がある。</p>					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成26年 度末実績	平成27年 度末目標	平成28年 度末目標	平成29年 度末目標	平成30年 度末目標
	就学前の児童支援加配、ひだまりの家就学前教育担当、幼児課人権教育担当で連絡会を開催する。	年間 7回	年間 7回	年間 7回	年間 7回	年間 7回

5. 健康づくり

関係部署名	健康増進課					
施策（事業）名	健康づくり					
内 容	<p>①健康管理（健診受診勧奨） 保健師が訪問し、特定健診の受診券と共に啓発リーフレットを配布し健康管理の重要性について啓発を行った。</p> <p>②禁煙対策 保健師が個別に禁煙の勧めを行った。 喫煙の開始を防止するため、小学校5年生に対し喫煙防止教室を実施した。</p> <p>③生活習慣病の予防 ひだまりの家で実施している0～1歳対象の「ぼかぼかひろば」において、生活リズムおよびおやつ（食育）の話を実施。 「ひだまりだより」においてメタボ予防、大人の肥満予防をテーマに掲載した。 「さわやか学級」においては教員より「食事のバランス」の大切さを伝えられた。</p>					
成 果	ひだまりの保健師と共に、取り組みの方策について確認し取り組めた。					
課 題	今後も成人へのメタボ予防対策とともに、子どものころからの健康な生活習慣の大切さの啓発が必要である。					
年度別 実績・目標	目標とする指標または内容	平成26年 度末実績	平成27年 度末目標	平成28年 度末目標	平成29年 度末目標	平成30年 度末目標
	「ぼかぼかひろば」での生活リズムと食育の話の実施回数	2	2	2	2	2

平成 27 年度 指定管理者候補者の選定スケジュール

時 期	内 容	備 考
7 月 中 旬	総合調整会議(指定管理者選定方法の報告)	
7 月 下 旬	報道機関への資料提供(指定管理者・公募委員の募集) ※広報掲載内容のみ	
8 月 1 日	指定管理者関係募集のお知らせ(広報・HP) 【8月1日～】 選定委員会公募委員募集(広報・HP) 【8月3日～21日】	
8 月 中 旬	議会説明会(指定管理者の選定)	
8 月 24 日	指定管理者の募集(HP)【～9月14日】	
8 月 31 日	指定管理者選定委員学識の選任	
9 月 4 日	公募委員の決定(通知)	
9 月 15 日	指定申請者の資格審査	
9 月 24 日	第一回選定委員会の開催【～10月2日迄の間で】	
10 月 5 日	指定申請者に選定委員会への出席依頼	
10 月 19 日	第二回選定委員会の開催【～10月23日迄の間で】	
10 月 26 日	市長への指定管理者候補者の選定結果について 【～10月30日迄の間で】	
11 月 上 旬	総合調整会議(指定管理者選定結果の報告)	
11 月 6 日	候補者の決定	
11 月 上 旬	指定管理者候補者の決定の通知(申請者・議会・HP・報道機関)	
12 月 下 旬	議会の議決	
3 月 下 旬	協定書の締結	

※議会説明会(8月中旬)以降の内容については、関係する課が連携を図りながら、記載する時期を基本に担当課ごとに進める。

平成27年度 指定管理施設更新一覧表

【H27.7.8時点】

レクリエーション・スポーツ施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
自然活用総合管理棟 (道の駅こんぜの里りっとう)	滋賀南部森林組合	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	農林課
こんぜの里バンガロー村			
森林体験交流センター(森遊館)			
栗東市民体育館	公益財団法人栗東市体育協会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	スポーツ・文化振興課
栗東運動公園			
治田西スポーツセンター			
十里体育館			
平谷球場			
大宝テニスコート			
野洲川体育館			
野洲川運動公園			
弓道場			

産業振興施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
農林業技術センター	滋賀南部森林組合	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	農林課
栗東農畜産物処理加工施設 (道の駅アグリの郷栗東)	栗東農産物加工有限会社	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	
栗東シルバーワークプラザ	公益社団法人 栗東市シルバー人材センター	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	経済振興労政課

文教施設

施設名	指定管理者名	指定期間	施設所管課
栗東芸術文化会館(さくら)	株式会社ケイミックス	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	スポーツ・文化振興課
自然体験学習センター(森の未来館)	滋賀南部森林組合	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	生涯学習課